

第 1 号通所事業 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 新見市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒718-0016 岡山県新見市金谷640番地の1
代表者（職名・氏名）	会 長 矢田貝 誠
電 話 番 号	0867-72-7306
設 立 年 月 日	平成 17年 4月 1日

2. 事業所の概要

事業所の名称	新見市社協中央デイサービスセンター	
サービスの種類	第1号通所事業	
事業所の所在地	〒718-0016 岡山県新見市金谷640番地の1	
電 話 番 号	0867-71-0071	
指定年月日・事業所番号	平成 30年 4月 1日指定	3371000096
実施単位・利用定員	1単位	定員35人
管理者の氏名	竹 本 弘 子	
通常の事業の実施地域	新見市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	居宅要支援被保険者等が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号通所事業サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業所は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日まで、ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます
営業時間	8時30分～17時15分
サービス提供時間	9時30分～15時30分

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	職員数	職務内容
事業所管理者	1名	事業所の管理業務を行います
生活相談員	1名以上	日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います
看護職員 (機能訓練指導員と兼務)	1名以上	健康管理や健康上の相談・助言、その他必要な日常生活上の介護・介助を行います
介護職員	5名以上	日常生活上の介護・介助を行います
機能訓練指導員 (看護師と兼務)	1名以上	機能訓練を担当します

7. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は別表Ⅰの「第1号通所事業利用料金表」を参照ください。支払いいただく「利用者負担金」は、介護報酬告示上の額又は新見市介護予防・日常生活総合支援事業実施要綱上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じて得た額となります。

8. キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	750円

9. 支払い方法

別表Ⅰの「第1号通所事業利用料金表」の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごと計算し、ご請求しますので、サービスを利用した月の翌月20日までに以下の方法でお支払い下さい。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、

利用者負担金の支払いを受けた月の翌月に請求書(サービスを利用した月の翌月)と一緒にお渡しします。

支払い方法	利用できる金融機関
口座引き落とし	ゆうちょ銀行(郵便局)
	J A晴れの国岡山

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族、事前に申し出のあった連絡先等に連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、新見市地域包括支援センター又は担当の居宅介護予防支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 苦情の受付と苦情処理の体制について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は下記のとおり受け付けています。

☆苦情解決責任者

【新見市社会福祉協議会 事務局長】 高瀬 広視 TEL (0867) 72-7306

☆苦情受付担当者

【新見市社会福祉協議会 総務課長】 福本 寿美子 TEL (0867) 72-7306

☆苦情受付窓口

【新見市社協中央サービスセンター 管理者】 竹本 弘子 TEL (0867) 71-0071

☆受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～ 17時15分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

新見市役所 高齢者支援課	所在地	岡山県新見市新見310番地の3
	電話番号	0867-72-3148
	受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
岡山県国民 健康保険 団体連合会	所在地	岡山市北区桑田町17番5号
	電話番号	086-223-8811
	受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時00分
岡山県運営 適正化委員会	所在地	岡山市北区南方2丁目13-1
	電話番号	086-226-9400
	受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

(3) 苦情処理の体制

当事業所に関する苦情を受け付けた場合は、実施したサービス内容を確認し、問題に対して速やかに対処方法を検討、問題の解決及び今後のサービスの改善に対処いたします。必要に応じて第三者委員会を招集し、対処方法や損害賠償責任について協議いたします。問題の解決にあたっては、相談者及び利用者へ改善結果を報告し、その記録を5年間保管いたします。

13. 第三者評価の実施について

当事業所においては、第三者評価は実施しておりません。

14. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたって留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

15. 損害賠償

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償責任を減じることができるものとします。

16. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

17. ハラスメントについて

事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、現場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護員等の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

2. ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった介護職員の心身に悪影響を与えます。下記の様な行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づ

き介護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 特定の介護職員へ嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4) 長時間の電話、介護職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等その他行為